



## 令和7年度集団指導

# 居住・日中活動系サービス

## 5 地域連携推進会議について

千葉県健康福祉部障害福祉事業課  
障害者福祉サービス事業指定班

# 地域連携推進会議について

## 導入背景

- ・ 障害福祉サービスを提供する事業者の増加に伴い、支援の質の確保が課題
- ・ 地域の関係者等の外部の目を入れ、事業運営の透明性の向上と支援の質の確保する
- ・ 令和7年度から義務化

## 対象

障害者支援施設、共同生活援助

## 会議の目的

- ・ 利用者と地域との関係づくり
- ・ 地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
- ・ 施設等やサービスの透明性・質の確保
- ・ 利用者の権利擁護

## 地域連携推進会議の構成

会議の開催



地域連携推進員による訪問

# 地域連携推進会議について

## 会議の構成員等

構成員	参加要否	補足事項
利用者	必須	利用者本人に参加いただくことが望ましい。
利用者家族	必須	参加いただく利用者とは、別の利用者家族であることが望ましい。
地域の関係者	必須	自治会、町内会などの地域団体 等
福祉に知見のある人	任意	障害福祉サービスを運営している事業者 等
経営に知見のある人	任意	障害・介護サービスの経営に携わる人
施設等所在地の市町村担当者等	任意	市町村職員 等

## 会議の開催頻度・内容等

- ・施設等内での会議を最低でも年1回以上、施設等への訪問を年1回以上実施する。原則、対面実施で行い、訪問は施設等への現地訪問を原則とする。
- ・構成員と施設等職員が率直に意見交換し、お互いに気付きを得る機会とする。

### 《会議内容例》

利用者の日常の生活の様子、施設等の運営状況（収支など） 等

# 地域連携推進会議について

## 地域連携推進会議の実施後

- ・ 会議開催後、速やかに本会議で施設等が行った報告、構成員から受けた要望、助言等についての議事録を作成する。
- ・ 議事録の作成に当たっては、利用者や構成員の個人情報保護のため、個人が特定される部分は議事録から削除するように配慮する。
- ・ 会議開催後、**議事録を公表する必要がある**。  
(ホームページや広報誌への掲載、事業所内への掲示等多くの方が閲覧可能となるよう広く公表する。)

## 地域連携推進員の訪問の実施等

- ・ 地域連携推進会議の構成員全員が地域連携推進員となり、施設の訪問を行う。  
(利用者に関しては障害の状況により、会議のみの参加で差し支えない。)
- ・ 訪問の際、同日に複数人が訪問することも可能だが、可能な限り訪問日を分散させるなど、施設の利用者や職員に過度な負担とならないようにする配慮が必要。

【参考 厚生労働省ホームページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_41992.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html)

- ・ 地域連携推進会議の手引き
- ・ (事業所向け) 地域連携推進会議の概要



御清聴ありがとうございました。